平成29年　8月25日

各　　位

会社名　　株式会社 三東工業社
代表取締役社長　奥　田　克　実
（ＪＡＳＤＡＱ・コード１７８８）

問い合わせ先
取締役管理本部長　矢森　貞行
℡ ０７７－５５３－１１１１

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を、平成29年９月27日開催予定の第６３回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

１.変更の理由

（1） 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

（2） 第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第６条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を2,200万株から220万株に変更するものであります。

（3） 同じく第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性及び流動性の向上を図るため、現行定款第８条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

（4） 現行定款第６条（発行可能株式総数）及び第８条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

２.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３.変更日程

定款変更の効力発生日　　　　平成29年９月27日

別紙

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
（目的） 第２条　（条文省略） １．～１２．(号文省略) （新　設） １３．　(号文省略)	（目的） 第２条　（現行どおり） １．～１２．(現行どおり) １３．山林の伐採、造林並びに木材その他林産品の生産、加工及び販売 １４．　(現行どおり)
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は2,200万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は220万株とする。
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、第62回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　（現行どおり）
（新　設）	（定款一部変更の効力発生日） 第２条　本定款第６条及び第８条の定款の効力発生日は、平成29年９月27日開催の第63回定時株主総会の第２号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。

以上